

質 疑 回 答 書

1 件 名 自動車リース（軽貨物自動車）

2 管理番号 000001

上記案件につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
【ご契約書内容について】 ①仕様書では登録日を令和9年3月1日と規定していますが、同日に登録納車・検収を完了することが困難な場合があります。登録日と納車日の取扱いについてご教示ください。 ②第8条について、弊社では日割計算に対応することが出来かねます。 過去案件において、他社リース会社様のご対応方法をご教示ください。 ③仕様書ではリース開始日に納車できない場合、同等仕様の任意保険付代車を用意することとされています。代車について、下記の取扱いで差し支えないかご教示ください。 ○新車である必要はない ○同等クラス車両であればメーカー相違可 ○ドライブレコーダー、ナビ等は完全同仕様でなくても可 ④第5条2項について、天災による滅失・棄損した場合については弊社での中途解約金負担は致しかねます。過去、貸主負担での中途解約となった事例はございますでしょうか。 ⑤第19条について、当社責ではない契約締結時に判明していないメーカーの製造遅延・リコール等の事象については、当19条及び第7条3項に該当しないという認識でしょうか。過去に上記に該当する事例があればご教示ください。	①仕様書のとおり、自動車登録日及びリース開始日は令和9年3月1日となりますが、7. その他のとおり、納車がリース開始日に間に合わない場合は、納車までの期間について同等の仕様の任意保険加入済の代車をリース開始日に用意してください。 ②過去数年において、契約条項第8条第1項各号に該当し、日割計算により賃料を算定した事例はありません。 なお、第1号については、代車対応していただければ、日割計算は発生しませんが、第2号及び第3号の事象が発生した場合は、日割計算による賃料算定を行います。 ③ご認識のとおり、同等の仕様であれば良いものとします。 ④両者の責めに帰すことのできない事由により自動車が滅失、損傷した場合及び損害が生じた場合の費用負担については、事象発生後の協議事項とします。また、過去に貸主負担での中途解約となった事例はありません。 ⑤受注者の責めに帰さない事象であっても、契約内容に適合しない場合は、修補や契約金額の減額が生じる可能性があります。また、納車がリース開始日に間に合わない場合は、7. その他のとおり、納車までの期間について同等の仕様の任意保険加入済の代車をリース開始日に用意してください。 なお、過去に該当するような事例はありま

⑥第22条について、過去に該当する事例があればご教示ください。
(第22条に該当する事象が生じた場合、当社としては契約内容変更の伴わないリース料減額、また中途解約金の発生しない中途解約についてはご対応をいたしかねます。)

【メンテナンス内容について】

⑦夏タイヤ及び冬タイヤは磨耗状態により交換とありますが、交換基準(残溝等)がありましたらご教示ください。

⑧ご指定の工場は無いという認識でよろしかったでしょうか。
また、各種点検については、利用者による入庫も可能との理解でよろしいでしょうか。それとも各使用場所への引取納車対応が必要でしょうか。

⑨保守契約内で、代車契約の記載がございませんが、不要の理解でよろしいでしょうか。

(車検、法点、整備時など)

⑩点検毎の報告書につきましては、指定の書式等(WEB/紙面)はございますでしょうか。記載必須項目がございましたらご指定ください。

【車両内容について】

⑪仕様書では車名指定がありません。記載性能・装備を満たす車両であればメーカー及び車種は任意との理解でよろしいでしょうか。

⑫外部スピーカー及び車載アンプについて、キャリアのみ固定で、スピーカーは取り外し可能(8ナンバーではなく5ナンバーでの登録)の架装でよろしかったでしょうか。

⑬外部スピーカー及び車載アンプについて、ディーラーでの手配が難しく、貴庁にてお付き合いの外部業者をご紹介いただくことは可能でしょうか。

⑭仕様書②にて、バイザーはフロントのみと記載がございます。
こちらについて、フロントのみの手配が難しい場合の両ドアも含めたバイザー設置でも差支えございませんでしょうか。

せん。

⑥過去に長期継続契約における収入支出予算の減額又は削除により契約を変更又は解除した事例はありません。

⑦特に基準はありません。

⑧ご認識のとおり、メンテナンスにおける指定工場はございません。
また、各種点検について、1時間程度の点検であれば、当局による入庫が可能です。長時間にわたる場合は、各使用場所への引取納車対応が必要となります。

⑨ご認識のとおりです。

⑩指定の書式等はございません。なお、点検項目につきましても、受注者の定める整備基準によるものとします。

⑪ご認識のとおりです。

⑫ご認識のとおりです。

⑬当局より、外部業者を斡旋することはできません。

⑭差支えありません。

⑮仕様書②についてパワーウィンドウの場所指定がありません。フロントのみで良いか前後必要かご教示ください。 ⑯仕様書②について防水シートエプロンとはどのようなものかご教示ください。 ⑰仕様書②について荷室マットとは後席を立てたまま使用するもので良いのかご教示ください。 ⑱仕様書①③④⑤⑥についてフルシートカバーとは背面も含みますか？また素材指定がないようですが、素材は何でもよいという理解ですが問題ないですか？	⑮フロントのみで差支えありません。 ⑯座席の前面部分を覆う防水タイプのシートカバーになります。 ⑰後席を倒したときに、全体を覆うことができる長いタイプのマットとなります。 ⑱背面も含みます。また、素材に指定はありません。
---	--